

- 1 開催日時：平成 23 年 12 月 20 日（火） 14：20～14：47
  - 2 場所：内閣総理大臣官邸 4 階大会議室
  - 3 出席者：  
内閣総理大臣 野田 佳彦（終了時挨拶）  
内閣官房長官 藤村 修（議長）  
総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫（議長代行）  
財務大臣 安住 淳  
国家戦略担当大臣 古川 元久  
内閣府特命担当大臣（行政刷新） 蓮 舫  
厚生労働大臣 小宮山 洋子  
全国知事会会長 山田 啓二（副議長）  
全国都道府県議会議長会副会長 喜多 龍一  
全国市長会会長 森 民夫  
全国市議会議長会会長 関谷 博  
全国町村会会長 藤原 忠彦  
全国町村議会議長会会長 高橋 正  
内閣官房副長官 長浜 博行（陪席）  
内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）  
内閣府副大臣 後藤 斎（陪席）  
総務大臣政務官 福田 昭夫（陪席）
  - 4 協議事項：  
○子どもに対する手当について
- 

○挨拶等

（福田総務大臣政務官） 議長の御指示により、議事進行を務めます、総務大臣政務官の福田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から「国と地方の協議の場」を開催します。本日はお忙しい中、御参集をいただき、誠にありがとうございます。

本日の協議事項は「子どもに対する手当について」です。小宮山厚生労働大臣に臨時議員として御出席をいただいております。

初めに、議長である藤村内閣官房長官から御挨拶をいただきます。

（藤村内閣官房長官） 先日に引き続き、またお集まりをいただき、今日は

国と地方の協議の場第3回臨時会合ということでスタートをさせていただきます。

本日の協議事項は、「子どもに対する手当について」であります。この件については、昨年来の経緯がある中で、先般も議論がされました。前回15日の協議の場では、具体的な内容についての議論を十分に行っていないという意見が地方側からあり、私もそのように思いました。そこで地方側の皆様から寄せられた御意見等を更に踏まえた上で、今日この件についての会議を開催させていただきました。

本日の会議では、まず、小宮山大臣から説明をいただいた上で、皆様方から御意見をいただくこととしておりますので、短い時間ではありますが、どうぞ実りある会議をよろしく願います。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

続きまして、副議長である山田全国知事会会長から御挨拶をいただきます。

(山田全国知事会会長) まず大変厳しい日程の中で、こうして国と地方の協議の場を開いていただいたことに対し、改めて心から感謝を申し上げます。

今日開かれたことは、これからの国と地方の関係においても大変重要な意味を持っているのではないのでしょうか。前回で終わっておりましたら、これからの国と地方の関係に暗雲が垂れ込めるような事態になったのではないかと思います。その点で、今回の開催に当たっては、国の皆様の誠意を非常に感じているところであり、開催の労を執られた議長である藤村官房長官、そして、議長代行である川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）を始め、関係の皆様に変更してお礼を申し上げます。

短い時間ではありますので、かなり無礼なことをまた申し上げるかもしれませんが、そうした点はお含みおきいただき、実りある会議になるように、こちらからもよろしくお願い申し上げます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

(報道関係者退室)

(福田総務大臣政務官) それでは、時間も限られておりますので、議事に入りたいと思います。

それでは、協議事項に進みます。「子どもに対する手当について」、小宮山大臣から説明をお願いいたします。

## ○協議事項（子どもに対する手当）について

(小宮山厚生労働大臣) 平成24年度以降の年少扶養控除等の見直しに伴う

地方増収分の取扱いについて、政府全体として検討を行いましたので、その結果を提案させていただきます。具体的には、資料の1枚目を御覧ください。

まず、手当関係については、費用負担割合は国対地方を2対1とするとともに、制度改正に伴い、「子ども手当特例交付金」を整理したいと考えております。また、地方の自由度の拡大に合わせて、一般財源化等の措置を講じます。

具体的には、子育て関係の補助金の一般財源化を行うほか、国民健康保険について、都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移すことを考えています。さらに自動車取得税、交付金関係の地方特例交付金について、今回の地方増収分に振り替えます。

前回の会議で山田全国知事会長から御発言があった、難病関係の地方の超過負担については、平成24年度の暫定的な措置として、増収分の一部を超過負担の財源に活用していただきたいと考えています。なお、難病関係の地方の超過負担問題については、その解消に来年度予算から取り組み、早期の解消を目指します。

最後に、平成25年以降の対応については、今回のような手当の地方負担割合を見直すなどの対応ではなくて、基金設置により国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することで対応したいと考えています。

この協議の場で地方六団体の皆様から様々な御意見をいただきましたので、今回の提案はその御主旨にできる限り沿う形で、精一杯の検討を行った結果です。是非御理解いただければと思います。

次に、来年度の子どものための手当制度について、資料の2枚目を御覧ください。先般、民主党で取りまとめられた内容を踏まえ、来年度予算では、手当額は3歳未満は一律1万5,000円、3歳以上小学校終了前は、第一子及び第二子は1万円、第三子以降は1万5,000円、中学生は一律1万円です。所得制限は夫婦と子ども二人の世帯で年収960万円を基準とし、これまでの児童手当と同様に扶養親族の数等に応じた加減等を行い、被用者、非被用者の水準は同一、所得制限世帯には一律5,000円を支給という内容にしたいと考えています。

なお、地方団体から御要請がありました制度導入のためのシステム改修経費については、今日、閣議決定した平成23年度第4次補正予算案で、平成24年度末まで期限を延長することになっている安心こども基金に、全額を国が負担する前提で所要額を確保しています。この基金を活用して、実施

していただきたいと考えています。以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、意見交換を行います。御意見等がありますか。

それでは、山田会長、お願いいたします。

(山田全国知事会会長) まず、子どもに対する手当の問題については、元々鳩山元内閣総理大臣の全額国費負担の発言を発端とする一連の経緯があり、こうしたことが事態を混乱させたことは否めないと思います。第2回臨時会合においてその点について政府からの釈明はありましたが、私どもはこうした経緯については改めて遺憾の意を表させていただきたいと思います。

しかしながら、今回の政府案については、この国と地方の協議の場における地方の意見をいろいろと考えていただきました。汗をかいていただきたいということを申し上げましたが、その中で本当に政府の皆様には、汗をかいていただいたと評価をしております。

その上で今の案について、3点確認と申しますか、このことが満たされることが前提であるということ率直に申し上げます。本来、京都人は余りものをはっきり言わないのですが、ここははっきり言わないと分からないものですから、あえて時間が無い中、その節を曲げて申し上げます。

まず、第1点であります。今回の子どもに対する手当についての案は、地方交付税にも需要を算入していく話になります。そして、社会保障費の増加もありますので、こうした提案をしっかりと地方財政計画において考えていくのであれば、地方交付税が増額になっていかなければおかしいということになります。

ここで、蓋を開けてみたら、地方交付税が減ってしまったということになったら、私どもからすると、単なるだまし討ちみたいな話になってしまいますので、それは絶対にないようにしていただきたいと思ひますし、そうした観点から申しますと、本来は地方財政の折衝を踏まえた形で、本当の意味で地方は判断せざるを得ないということを申し上げます。それをまず御理解いただきたいと思ひます。

その上で2点ほど申し上げます。

1つは、平成25年度以降に発生する追加増収分についてであります。今、御説明がりましたが、本来であれば、地方増収分は「子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する」でいいのですが、それまでにいろいろと修飾語があるものですから、こうしたものを一つ一つ解釈をしていると大変なことになります。端的に申し上げますと、平成25年度以降に発生する追加増収分については、地方が地方に裁量のある子育て分野の現物サービスに活用します。当たり前のことだと思ひ

ますが、これが前提であるということをもまず申し上げます。

もう1点ですが、国民健康保険の関係であります。共同安定化事業のことが書いてあります。基本的には、今回の政府案は都道府県の調整交付金を増やす話でありますから、都道府県の調整機能の強化が前提になると思いますが、一方で今、共同安定化事業については、地方と国が折衝をして、その内容について協議をしている最中でありまして。そして、同時に私どもは、国民健康保険問題については財源負担問題も含めて、根本的な解決を求めている最中でありまして。

したがって、今回の決定が、こうした協議や地方側の根本的な解決を求める要望を、一切縛るものではないということが大前提でありまして、もしもそれがここで一定の結論を得るものであるとするならば、私どもはこの国と地方の協議については、それ以上は応じられないということになることを明言させていただきます。

そうしたことを踏まえて、全国知事会会長としてこの話を持ち帰って、きちんと説明をして、理解を得るように努力をしたいということを申し上げます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

続いて、森全国市長会会長、お願いいたします。

(森全国市長会会長) 私からは繰り返しになりますが、808名の市長を背中に背負っているという意味で、お許しいただきたいと思っております。

子どもに対する手当のような地方に裁量の余地のない政策は、国が基本的に行っていただきたいと思っております。サービスを伴う政策は地方が行うべきであるという主張は、本来、民主党が主張されている地域主権の根幹をなす理念になると思っております。市民に密着した現場で生ずる政策というのは、日々成長して非常にダイナミックなエネルギーを持っているわけで、そのことが日本の様々な政策を活性化する源になると思っております。そうした意味で言えば、例えば子ども医療費助成のような地方発の単独事業に地方の増収分を少しでも充当していただけるようなことができれば、国と地方の関係において、コペルニクス的な転回につながったと思っております。

ただ、今回は時間が足りず、そうした私どもの前向きな政策への理解が必ずしも十分とは言えないと思っております。負担割合の議論に終始することは、私としては残念に思っております。もう少し、この国と地方の協議の場が抜本的な政策転換の場になりますように、心から願うものであります。

そういう意味で、先ほど全国知事会会長がおっしゃったのと同じような意味になりますが、地方の自由度を高めるダイナミックな政策立案を保障するという点で、やはり地方交付税の確保というのが非常に重要であると

思っておりますので、この辺は是非、その決意を少し御披露いただければと思います。

もう一つは、社会保障・税一体改革の中で地方単独事業の議論も進められておりますが、これを深める中で地方消費税をしっかりと確保していただきたいと思っております。この2点について、特にお願いをしたいと思います。私からは以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

藤原全国町村会会長、お願いいたします。

(藤原全国町村会会長) 地方財政の実情を一番よく知っている川端大臣の御尽力に改めて敬意を表します。示されたフレームについて、町村として一定の理解を示したと言うためには、地方交付税の仕上りの姿が非常に大事であります。地方交付税の全体の確保を是非お願いしたいと思います。

また、一般財源化により、国民健康保険の国庫負担金を見直し、都道府県の調整交付金にその一部を移行させるということですが、その運用に当たっては、市町村国民健康保険の運営が厳しい状況にあることを踏まえまして、適切な財政調整が図られるようお願いしたいと思います。特にその点は御留意いただきたい。以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

ほかの方はありますか。

それでは、喜多全国都道府県議会議長会副会長、お願いいたします。

(喜多全国都道府県議会議長会副会長) 全国都道府県議会議長会副会長で北海道議会議長の喜多です。

前段、大臣、次官、局長には意見を申し述べましたので省かせていただき、さらに前段、執行団体の方からお話がありましたので、重複は避けたいと思っております。今回、新たな考えの説明がありました。私どもの団体としての態度について、申し上げさせていただきたいと思っております。

今回の再提案につきましては、従来の厚生労働省案と比較しますと、国の負担分を増やすこととなっており、我々地方六団体の地方側の考え方に歩み寄ったものと理解しておりますが、全国都道府県議会議長会はそもそもこれまで全額国庫負担を主張してございまして、依然として隔たりはあります。

しかしながら、なお、この案によって、政府が予算編成を行っていかれることについては、致し方ないことだと考えております。今後、各議会において、様々な議論がなされ、意見が取りまとめられていくことは申し上げさせていただきたいと思っております。以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

続いて、関谷全国市議会議長会会長、お願いいたします。

(関谷全国市議会議長会会長) 全国市議会議長会会長の関谷です。

本日、子どもに対する手当について、新しい提案が行われました。全国市議会議長会といたしましては、国と地方の役割分担の在り方として、子どもに対する手当のように全国一律の現金給付については全額国の負担とすべきであると、従来から主張してまいりました。

本日晒された案は、11月8日の厚生労働省案と比較すると、国の負担分につきまして、1対1から2対1に増やすこととされており、この間の御努力を多とするとともに、評価するものであります。しかしながら、我々の従来の主張となお異なっていることもあり、今後、本会において、更に検討をさせていただきたいと考えています。

ただ、私個人の意見といたしましては、平成24年度の編成の大詰め新时期を迎えていることもあり、平成24年度の措置としては、本日晒された案はやむを得ないものと考えております。しかしながら、平成25年度以降の子どもに対する手当を含めた子育て関係経費に関する地方負担の在り方については、保育サービスを始めとする現物給付と、現金給付のバランスを十分配慮し、国と地方の役割分担に基づき、地方の裁量を発揮される形で制度設計を行うべきものと考えております。今後、国と地方との間で真摯な議論を行っていただくようお願いいたします。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

高橋全国町村議会議長会会長、お願いいたします。

(高橋全国町村議会議長会会長) 全国町村議会議長会の高橋です。

全国町村議会議長会といたしましては、従来から子どもに対する手当は、国が責任を持って負担すべきと主張してきましたが、本日晒された案については、国の御努力は多とするものであり、他の団体と同様、やむを得ないと考えます。

しかしながら、国民健康保険に係る国庫負担の引き下げについては、財政基盤の強化に逆行するものと思われれます。そもそも事業そのものを国が行うべきであると考えております。また、来年度の地方財政対策についても、十分な配慮を併せてお願いいたします。以上、よろしく申し上げます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございました。

川端大臣、お願いいたします。

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 最後は内閣官房長官におまとめいただくとと思いますが、私の所管の立場で2、3点、今の御意見に対して申し上げておきたいと思っております。

交付税の総額確保は、去年は巨額の繰越しがあったという状況がありま

して、今年は繰越しが無いという厳しい状況であります。できる限りの対応策を講じて、総額確保に全力を挙げてまいりたいと思っております。

追加増収分が来年度から 675 億円、あるいはそれに応じた額がこれから発生することに関して、これが出てきたから 2 対 1 の割合を変えるとか、給付に使うことは一切考えておりません。そして、全国知事会会長がおっしゃったように、これを子育て分野の現物サービスに活用することにしたと思います。その時の中身は、またいろいろと御相談をさせていただきたいのですが、一つのやり方として、今回 4 次補正で暫定的に 1 年間、基金に積み増しをするという制度がありますが、こういうことを活用することも視野に入れて、いろいろと工夫をしていきたいと思っております。現物サービスに使う分野であることは間違いありません。

地方単独事業のことは、大きく元々の整理で言えば、消費税の増額分の国と地方でやるべきことのそれぞれの役割分担があるというものを、しっかりと安定的財政で支えようというのが趣旨でありますので、今いろいろな意見交換が進められておりますが、引き続き、社会給付の安定財源の確保については、そういう理念の下に進めてまいりたいと思っております。

国民健康保険の問題がございましたが、これは現在、共同事業の拡大を含む国民健康保険の在り方として、厚生労働省と地方三団体の間で協議中であると私も承っておりますので、後先の話で言えば、もちろんこの協議がメインでありまして、今回の手当をすることが、先にその方向性を縛ったり決めたりするものではないということを明確にする中で、地方との協議結果を踏まえて、対応してまいりたいと思っております。私の方からは、以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、そろそろよろしいでしょうか。

これで本日の協議事項についての議論は終了いたしました。

最後に藤村議長からお願いいたします

(藤村内閣官房長官) どうも本当にありがとうございました。急きょ開催した第 3 回臨時会合にお集まりをいただきましたことに感謝を申し上げます。

今日の国と地方の協議の場において、小宮山大臣からの提案で進めることに関して、本当に地方側のメンバーの皆様に御理解をいただいたと我々政府としては受け止め、今からの予算に係る話でありますので、所要の作業を進めさせていただきたいと存じます。

本当に今日まで熱心に御議論をいただいたことに改めて感謝を申し上げ、御礼を申し上げますとともに、今後ともこの国と地方の協議の場での協議が



より充実したものになるように、更に皆様方には、御理解、御協力をお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

(福田総務大臣政務官)　ありがとうございました。

(藤村内閣官房長官)　これで終了ではありますが、実は本来、野田総理がいつも冒頭御挨拶をするところを、公務の関係で今日は冒頭に来られなかったのですが、今、公務が終わっていらっしやいましたので、これから入ってもらいまして、一言挨拶をしてもらおうと思います。

(野田内閣総理大臣入室)

#### ○挨拶等

(野田内閣総理大臣)　どうもお待たせしました。

(藤村内閣官房長官)　いつもは冒頭ではありますが、飛び入りで一言御挨拶をお願いいたします。

(野田内閣総理大臣)　笑顔で迎えていただきまして、ありがとうございました。

本日の国と地方の協議の場では、子どもに対する手当について御協議をいただきました。これまでの協議の場で大変熱心な御議論が行われた結果、小宮山大臣から説明のあった案を進めることに関して、地方側の皆様から御了解をいただくに至ったことに対して、私からも改めて御礼を申し上げたいと思います。

この件については、予算編成も大詰めではありますが、予算に係る所要の作業を進めてまいりたいと思います。さらに地域主権改革を推進するに当たっては、この協議の場を通じて、地方自治に影響を及ぼす国の政策について、地方の皆様の御意見を十分にお伺いしながら、成案を得る努力を重ねることが大切であると認識をしています。これからもこの方針を貫いてまいりたいと思います。間もなく新しい年を迎えますが、引き続きよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

(福田総務大臣政務官)　ありがとうございました。

これをもちまして、本日の国と地方の協議の場を終了いたします。

なお、本日の協議内容については、私よりマスコミへのブリーフィングを行いたいと思います。また、後日、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会へ提出するとともに、これを公表いたします。議事録についても、後日、公表いたします。本日は大変ありがとうございました。

(以上)